

軽自動車税（種別割）とは

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、2輪の小型自動車、軽自動車（2輪の軽自動車を含む）、小型特殊自動車の所有者に対してかかる税です。

納税義務者は、毎年4月1日現在、軽自動車等を所有している方です。

（※4月2日以降に廃車手続きをした場合、その年度は課税されることとなります。）

軽自動車税（種別割）の申告

軽自動車等を取得したり、転居した場合はその日から15日以内に、また軽自動車等を廃車・譲渡した場合は30日以内に、次のところへ申告してください。

車種	申告場所
原動機付自転車（125cc以下のもの）	市役所税務課 天津小湊支所
小型特殊自動車	吉尾・江見・小湊各出張所
2輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下のもの) 2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	千葉運輸支局袖ヶ浦自動車検査登録事務所 (袖ヶ浦市長浦字式号580-77) TEL 050-5540-2025
4輪の軽自動車	軽自動車検査協会千葉事務所袖ヶ浦支所 (袖ヶ浦市長浦字式号580-101) TEL 050-3816-3116

※ 125cc以下の申告に必要な書類等は、下記のとおりです。

申告事由		必要なもの					
		届出者の本人確認書類	販売証明書	譲渡証明書	ナンバープレート	標識交付証明書	廃車証明書
新規取得	購入	※1	○※2				
	転入	廃車済	詳細人は確認別添書類参照				○
		未廃車			○	○	
	譲渡	廃車済		○			
		未廃車		○	○	○	
廃車					○※3		

※1 所有者・使用者・届出者が記名された申請書（押印不要だが、届出者の本人確認書類必要）
（販売証明書、譲渡証明書が必要な場合は、必要箇所の押印必須。）

※2 領収書でも可

※3 ナンバープレートがない場合（持っているが持参していない場合、必ず持参してもらう。）

盗難 盗難届の受理番号がある場合は弁償金不要（警察署への届出必要）

盗難届の受理番号がない場合は弁償金200円

紛失 弁償金200円

※ 届出者が所有者本人、同居の家族、販売店の場合、必要なものが揃っていれば手続き可能。

※ 届出者が上記以外の方の場合、必要なものが揃っていれば、委任状により手続き可能。

※ 市外住民の登録の場合、住民票の住所が確認できる書類（運転免許証等）が必要。

【写しを申請書へ添付】

※ 賦課期日をまたいで、同一人物・同一車両の廃車・登録手続きを行った場合、廃車取消しの後、さかのぼって課税となる。